

各都道府県

子どものための教育・保育給付交付金ご担当者 様

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

令和6年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた
令和6年度補正予算における公定価格の取扱いについて

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
表題の件について、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和6年こども家庭庁告示第18号。以下「改正告示」という。)が12月27日付けで公布され、令和6年4月1日から適用することとしております。

今般の改正の趣旨・内容及び留意事項について下記のとおり取りまとめましたので、各都道府県においては、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び関係機関に対して周知いただくとともに、運用に遺漏のないよう配意願います。

記

1. 公定価格告示改正の趣旨・内容について

公定価格において、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる職員の人件費を+10.7%程度引き上げるものである。

2. 今般の給与改定に伴う処遇改善の対象者

今般の人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に伴う保育士等の処遇改善の対象となる者については、子どものための教育・保育給付交付金の交付に係る特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を行う施設又は事業所で通常の教育・保育に従事する職員のうち、令和6年度補正予算の積算上は、常勤職員として公定価格の基本分単価の対象としている施設長、主任保育士、保育士、調理員等の職種が対象ですが、職員の給与の決定は一義的には各設置者及び事業者の判断で行われるものであるため、今般の補正予算による公定価格上の人件費の増額分

を活用した賃金改善は、全ての職員が対象に成り得る。

なお、公定価格に関するFAQ（よくある質問）第26版（令和6年12月23日版）において、上記の内容を更新して、示している。

3. 人件費改定分の使途等について

各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等の賃金改善の推進や処遇改善等加算の残額発生抑制に資するよう、各市町村においては、既に把握している各施設等に関する情報（各月ごとの利用子ども数や加算の取得状況等）に基づき、今般の改定の影響額（追加支給見込額、年度末までの給付見込総額、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分等の内訳等）を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。

今般の改定による公定価格の増額分は人件費であり、処遇改善等加算による賃金改善の起点にも反映すべきものであることから、全額を迅速かつ確実に一時金等による賃金の支払（実際の支払いが翌年度となる場合においても、今年度の追加的支払分であることを賃金の項目上明確に管理すること。）及び法定福利費等の事業主負担に充てるよう、各施設・事業者に指導するとともに、今般の改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定にも計画的に取り組むよう、各施設・事業者には要請すること。

4. 今般の人件費改定分の使途に係る資料提出の依頼について

今般の人件費の改定分が、現場の保育士等に確実に行き渡ることが重要であるため、今後、こども家庭庁から、都道府県を通じて、市町村に対し、各施設における人件費改定分の使途に係る資料提出を依頼し、その効果を検証することとしている。

具体的には、処遇改善等加算Ⅰの実績報告書の様式を活用するとともに、加算未取得の施設等に対しても、同様の様式による資料提出を依頼する予定である。

今後、詳細についてお示しすることとしているが、予め御承知いただきたい。

5. 処遇改善等加算の取扱いについて

処遇改善等加算における賃金改善の起点となる「起点賃金水準」は「基準年度の賃金水準」に「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」（以下「人件費改定分」という。）を合算した水準としているが、令和6年度の処遇改善等加算における「人件費改定分」の算定に用いる改定率については、以下の〈令和6年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率〉のとおりである。

また、令和6年度補正予算による公定価格の増額分は令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額であるため、基準年度が5年度である場合、改定による影響額を人件費の改定分として取り扱って差し支えない。なお、基準年度が令和4年度の場合は、令和6年度の当該差額に、「15.9%（基準年度が令和4年度の場合の人件費改定分に係る改定率）／10.7%（基準年度が令和5年度の場合の人件費改定分に

係る改定率」の割合を乗じて算出した額を使用しても差し支えない。また、基準年度が令和3年度以前の場合も、この考え方に準じて算定していただくことは差し支えない。ただし、この金額から法定福利費等の事業主負担分の増加分を除いたものを人件費の改定分とする。

なお、提出済みの賃金改善計画書について今般の増額改定を反映した修正を行う必要はなく、当該計画書の再提出は不要である。

<令和6年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率>

基準年度が平成24・25年度の施設・事業所：	24.9%
基準年度が平成26年度の施設・事業所：	22.9%
基準年度が平成27年度の施設・事業所：	21.0%
基準年度が平成28年度の施設・事業所：	19.7%
基準年度が平成29年度の施設・事業所：	18.6%
基準年度が平成30年度の施設・事業所：	17.8%
基準年度が令和元年度の施設・事業所：	16.8%
基準年度が令和2・3年度の施設・事業所：	17.1%
基準年度が令和4年度の施設・事業所：	15.9%
基準年度が令和5年度の施設・事業所：	10.7%

【本件担当】

こども家庭庁保育政策課公定価格担当室
給付第一係
TEL：03-6858-0126